

令和 8 年度

白川発電所維持管理業務委託

仕 様 書

置賜電気水道事務所

第 1 章 総括事項

第 1 節 一般事項

- 1 仕様書の適用
この仕様書は、令和 8 年度 白川発電所維持管理業務委託に適用する。
- 2 委託業務場所
西置賜郡飯豊町大字高峰外 地内
- 3 委託業務概要
白川発電所構内外において、次の作業を行う。
 - (1) 構内整備（構内清掃、発電所構内・管理道路・警報局・北沢中継局取付道路の除草、転落防止柵・雪囲・入口門扉・資材小屋の設置・撤去）
 - (2) 建物清掃（所内清掃）
 - (3) 緊急点検（建物及び周辺点検）
 - (4) 除雪（発電所休憩室屋根、警報局）
 - (5) 取水口除塵
- 4 委託業務範囲
本仕様書は委託業務の大要を記載するものであり、記載のない事項であっても業務完了のため当然行うべき事項は行わなければならない。
- 5 法令等の遵守
業務の履行にあたっては労働安全衛生法等関係法令を遵守しなければならない。
- 6 疑義の解釈
 - (1) この仕様書に疑義が生じた場合は、発注者の解釈による。
 - (2) 仕様書に明示されていない事項があるとき、又は内容に相互符号しない事項があるときは、双方協議して決定するものとする。

第 2 節 現場管理

- 1 共通事項
 - (1) 受注者は、誤って機械設備、構築物を破損させた場合は、発注者に速やかに報告しなければならない。
 - (2) 受注者は、事故等が起きた場合は、発注者に速やかに報告するとともに、必要な処置をとらなければならない。
- 2 事故防止
 - (1) 受注者は、常に作業の安全に留意して現場管理を行い、事故防止に努めること。
 - (2) 受注者は、作業員に対して具体的な電気事事故例を示しながら安全教育を行い、教育内容及び受講者の記録を発注者に提出すること。
 - (3) 第一回目の清掃作業時に発注者側職員による安全教育を実施する。受注者は作業責任者を含む全作業員を必ず安全教育を受講させて危険箇所や電気事故の危険性を理解させること。
 - (4) 受注者は、作業を計画する段階であらかじめ作業内容を把握し、危険な作業、危険な箇所に対して安全に作業を実施しなければならない。また除雪作業の入退場時には発電所構内の雪崩及び発電所屋根からの落雪の危険性について十分留意しなければならない。

- (5) 発電機施設等の充電箇所及び水車や発電機等の回転部、並びにその付近で作業を行ってはならない。また、初めて作業に従事する者については安全教育を事前に実施しなければならない。
- (6) 作業中に流水及び交通の妨害となる行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為の無いよう十分な措置を講じなければならない。
- (7) 作業場所及びその周辺にある地上、地下の施設構造物に対しては、作業に伴い支障を及ぼさないよう関係者と協議のうえ、必要な処置を行わなければならない。
- (8) 以上の項目において、作業員及び施設の十分な安全が確保できない場合は作業を中止しなければならない。

3 安全管理

- (1) 受注者は、作業者の行動及び作業現場の状況を常に把握し、作業を安全に実施すること。
- (2) 作業責任者は「高圧・特別高圧電気取扱者安全衛生特別教育」または「職長・安全衛生責任者教育」を受講すること。または当該教育を受講済みの者を作業責任者とする。
- (3) 受注者は、作業を始める前にKYK（危険予知活動）を実施し、作業内容や手順、危険箇所を作業員全員で把握すること。
また、作業日報にKYKの実施状況を記載すること。
- (4) 受注者は、作業者に作業に適した被服、保護具（取水口除塵時には救命胴衣等）を着用させ、危険の防止を図ること。
- (5) 受注者は、各作業において、作業責任者を含め常に複数の作業員で作業を行うものとし、作業中においても作業員同士の動きに注意を払うこと。
- (6) 受注者は、作業中に事故が発生した場合には、消防及び警察に連絡をとるとともに速やかに発注者に連絡を入れること。また、現場管理や安全対策を怠ったことに起因する事故については、受注者の責任において対処すること。

4 緊急時の連絡網の確保

- (1) 作業の開始前や終了後の連絡、緊急時において常に連絡方法を確保しなければならない。
- (2) 発電所内への入退所時は、施設内の保安電話を使用して村山電気水道事務所（西川制御所）に連絡しなければならない。

5 整理・整頓

作業中、交通及び保安上の支障とならないよう機械器具等を使用の都度整理・整頓しておかなければならない。

第3節 提出書類

受注者は、次項の書類等を発注者に提出すること。

No.	品目	様式	提出期限	部数
1	作業責任者届	任意	契約後速やかに	2
2	作業計画書	任意	契約後速やかに	1
3	作業日報	任意	作業月の月末	1
4	施設清掃作業日報	様式1	施設清掃作業後 作業月の月末	1
5	緊急点検項目表	様式2	緊急点検実施後 直ちに	1
6	作業状況写真	任意	作業月の月末	1
7	その他必要な書類	任意	必要時	2

第2章 業務内容等

第1節 構内整備

1 業務内容

(1) 構内清掃

・発電所周辺及び側溝に堆積している土砂、落ち葉等を除去し、発注者の指示する場所に運搬集積する。実施時期は、5月、10月の2回を予定しているが、発注者と打合せのうえ実施日を決定すること。

(2) 管理道路・警報局、北沢中継局取付道路の除草

・管理道路、各発電放流警報局周辺、北沢中継局周辺、北沢中継局取付道路及び、警報板周辺の除草を行う。

・実施時期は6月、8月、10月の3回、また、北沢中継局取付道路は7月の1回を予定しているが、発注者と打合せのうえ実施日を決定すること。

・警報局及び中継局においては、年1回境界杭の有無を確認し、結果を監督職員へ報告するものとする。なお、提出様式等については、監督職員より受け取るものとする。

(3) 転落防止柵の設置・撤去

・融雪後、管理道路に転落防止柵を設置し、降雪前に撤去を行う。

・実施時期は、発注者と打合せのうえ決定すること。

(4) 雪囲いの撤去・設置

・発電所一階の発電所入口、シャッター、窓の雪囲いを撤去する。

・降雪前に発電所一階の発電所入口、シャッター、窓の雪囲いを設置する。

・冬季以外は構内に資材小屋を設置し、不要資材を保管する。

・冬季は発電所内に資材小屋を収納する。

・実施時期は、発注者と打合せのうえ決定すること。

(5) 入口門扉の設置・撤去

・発電所取付道路に位置する入口門扉（左右観音開き）を設置する。

・冬季は取付道路から入口門扉を取り外し、発電所内に収納する。

・門扉取外し後は入口門にトラロープ及び関係者以外立入禁止の表示を設置する。

第2節 建物清掃

1 業務内容

(1) 白川発電所内の清掃・整理を実施する。

(2) 本節の作業は4月から12月までの期間、月1回を予定している。

2 作業方法

(1) 発電所内の清掃整理

発電所内を集塵機及び掃除機で清掃する。床面に油がこぼれている場合はウエスや油吸着マット等で油を除去し、その後水拭きを行う。

(2) 便所、手洗器、流し台の清掃

扉、便所面台の隔て部分を拭き掃除、手洗器や流し台を水拭き、衛生陶器を洗浄する。

(3) その他軽微な作業

各作業内容に付随する軽微な作業についても含むものとする。

(4) 作業用消耗品

清掃に必要な消耗品は発注者が支給する。受注者は、作業に不足する物が有るときは事前に発注者に報告すること。

(5) 作業報告

受注者は、本節の作業を実施した時は、白川発電所 施設清掃作業日報（様式1）を作成

し、発注者あて報告すること。

3 注意事項

- (1) 発電所を運転しながらの清掃作業であることから、機器類や操作レバー・スイッチ類には絶対触れず、機器類に水をかけないように水拭きを行うこと。
- (2) 機器類や操作レバー・スイッチに触れて機器を誤動作した場合や機器類に水を飛散させた場合には、速やかに発注者に連絡し、必要な処置を行わなければならない。
- (3) 配電盤やキュービクルの扉は開けてはならない。
- (4) モーターなどの稼働部がある場合は、概ね 30cm 以上離れた部分までの清掃とする。
- (5) 2階（特高室）及び2階への階段は清掃範囲の対象外とする。
- (6) 他の工事や委託業務等で使用している箇所は清掃範囲の対象外とする。

4 作業予定及び作業開始方法

- (1) 作業日については、発注者と打合せのうえ、実施日を決定すること。
- (2) 作業当日、積雪及び天候状況等により作業実施に問題がある場合は、当該作業実施の可否を発注者と協議することとし、勝手に無理な作業を行わないこと。

第3節 緊急点検

1 業務内容・予定回数

- (1) 地震や風水害等の自然災害が発生した場合は、発注者の指示により白川発電所建物等の点検を行う。
- (2) 飯豊町で震度4以上の地震が観測された場合は、発注者からの指示が無くとも出動し点検を行う。
- (3) 冬期間や不測の事態により施設に近付けられない場合は、発注者に報告し指示を仰ぐこと。
- (4) 回数を1回（訓練時）計上している。
- (5) 実績に応じ契約額を変更するものとする。

2 報告及び記録

受注者は、本節の点検を行った場合は、点検開始時及び点検完了後直ちに発注者に電話で状況を報告するとともに、白川発電所緊急点検項目表（様式2）により速やかに結果を報告しなければならない。

第4節 除雪

1 業務内容

白川発電所休憩室屋根を2回、警報局4箇所を1回の除雪を予定しているが、発注者と打合せのうえ実施日を決定すること。なお、実績に応じ契約額を変更するものとする。

第5節 取水口除塵

1 業務内容・予定回数

- (1) 取水塔のスクリーン内部に流入した塵芥を取り除く。
除去した塵芥を別途指示する廃棄物運搬業者へ引き渡す。
除塵作業は必ず複数人数で行い、安全確保に充分注意すること。
塵芥の運搬及び処分は原則として除塵作業と同日に別業者にて実施する。
- (2) 予定回数 1回（実施時期は発注者との協議による）
- (3) 予定塵芥量 0.3 t
- (4) 実績に応じ契約額を変更するものとする。

2 作業方法及び注意事項

- (1) 除塵作業には必ずヘルメット、安全带、救命胴衣等を着用すること。
- (2) 塵芥は木くず（枝葉・流木）を想定しているため、廃プラスチック等処分方法が異なるものについては取り除き、別にまとめること。
- (3) 塵芥のうちで長尺物は切断すること。運搬及び収集は別業者にて実施するため、車両への積込み等、相互で協調を図ること。
- (4) 塵芥が一定量を越えた場合は、塵芥が飛散・流出などしないように袋等で必要な処理を講じ、集積すること。なお、使用する袋等は受注者の負担とする。
- (5) 作業中、天候及び河川流量の変化等により危険と判断したときは、直ちに作業を中断しなければならない。なお中断した作業については、打合せのうえ、当日中の再開が見込めない時は後日作業を行うこと。
- (6) 作業遂行中に発生した損害等については、全て受注者の責により対処しなければならない。ただし、発注者に責がある場合はこの限りでない。
- (7) 作業上必要な資材、工具、消耗品等は、全て受注者にて準備しなければならない。

白川発電所 施設清掃作業日報

作業日時	令和 年 月 日 () : ~ :		
危険予知活動(KYK)	有 ・ 無 内容： ()		
定期清掃		臨時清掃	
作業場所及び作業内容			
作業場所	作業内容	その他(作業)	
1階	<ul style="list-style-type: none"> ・床面清掃 ・壁清掃 ・扉ガラス清掃 ・トイレブース清掃 ・手洗器洗浄 ・便器洗浄 ・鏡清掃 		
地下1階	<ul style="list-style-type: none"> ・床面清掃 ・壁清掃 ・扉ガラス清掃 		
地下2階	<ul style="list-style-type: none"> ・床面清掃 		
作業責任者及び作業従事者		作業中における異常の有無	
作業責任者			
作業従事者			
提出日	令和 年 月 日	確認日	令和 年 月 日
作成者	印	監督職員	印

白川発電所 緊急点検項目表

項目(箇所)	構造物の状態	漏水・漏油の有無	機器異常の有無	その他異常の有無	その他
発電所建物					
外観					
内部 1 階					
内部 2 階					
内部地下 1 階					
内部地下 2 階					
休憩室					
水圧管路					
取水塔・取水口					
放水口ゲート					
放水路					

※ 建物については、法面の状況、立入防止柵等建屋周りも含む。

点検日時 令和 年 月 日

時 分 ~ 時 分

受注者 _____

点検者 氏名 _____

氏名 _____